

【別紙2】

- 1 太産商事を表示責任者として販売するすべての食品について、直ちに表示の点検を行い、今般、違反が確認された生鮮畜産物を含め、不適正な表示の商品については、速やかに法第19条の13第1項及び2項の規定により定められた品質表示基準に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 太産商事が販売していた生鮮畜産物に不適正な表示が行われていた主たる原因として、食品の品質表示制度に関する認識が欠如しており、不適正表示を防止するチェック体制に不備があると考えざるを得ないことから、これらを含めた原因の究明・分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、太産商事における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、品質表示の相互チェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 太産商事の全役員及び従業員に対して、品質表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、平成22年1月18日までに農林水産大臣あて提出すること。